

所見の種類	是正処置計画の期限日	詳細条項	不適合に関する声明	要求事項	客観的証拠	エリア/プロセス	完了予定日	原因	修正処置(緩和処置)	是正処置
軽微な不適合	2025/10/17	8.2.2	診療報酬 後発医薬品使用体制加算を算定されている保険医療機関には、医薬品の供給状況によって投与される薬剤が変更となる可能性があること及び変更される場合には患者に十分に説明されることについて院内掲示やウェブサイトに掲載されることが求められております。院内掲示やウェブサイトの掲載内容に課題があることは不適合です。	サービスに関する要求事項の明確化	◆ジェネリック医薬品の使用促進について院内掲示や福井大学医学部附属病院ホームページに掲載されておりますが、医薬品の供給状況によって投与される薬剤が変更となる可能性があること及び変更される場合には十分に説明されることを含めた院内掲示やホームページの掲載を確認できませんでした。 ◆診療報酬 後発医薬品使用体制加算の施設基準(7)(8)には、次のようにあります。「(7) (6)の体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。(8) (5)及び(7)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと」	薬剤部	2025年10月17日	薬剤部と経営企画課との間で情報共有や体制に不十分な点があり、その結果、掲示物およびホームページ掲載の最終確認がなされていなかった。	2025年9月25日に、薬剤部担当者と経営企画担当者が集まり、原因、修正処置、是正処置について協議を行った。併せて、加算に関する掲示およびホームページ掲載について、病院内での体制について情報共有を実施した。 まず、「診療報酬 後発医薬品使用体制加算の施設基準」を基に検討を行い、掲示およびホームページ掲載に用いる文言を検討し、10月1日に最終文言を決定した。 その後、10月1日には、経営企画課より掲示およびホームページ掲載を各担当部署へ依頼した。その際、メールを用いて、薬剤部担当と情報共有した。 10月2日には、ホームページへの掲載が完了したことを、薬剤部担当(塚本、宇野、清川)がメールで把握するとともに、ホームページ掲載内容を確認した。(別紙1) また、10月3日には、入院受付、外来受付及び支払窓口の見やすい場所への掲示が完了した旨を経営企画課より薬剤部へメールにて通知し、薬剤部担当が把握及び共有するとともに、10月6日に現場で掲示状況を確認した。(別紙2)	病院内における掲示およびホームページ掲載の体制、情報共有方法を今後検討していく。  また今回の件を経て、薬剤部と経営企画課との協同により、2025年度内に院内スタッフ向け講習会「医薬品の供給が滞る原因と対策、後発医薬品の使用割合について」を開催する予定である。その講習会内にて「後発医薬品の使用促進」、「医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があることおよび変更する場合には患者に十分に説明すること」を周知すること、また、院内掲示、およびホームページに掲載されていることを伝え、院内スタッフの理解を深め、認識の共有を図る。

※証拠となる資料があれば添付してください